

所得源泉別にみた所得分配の不平等

跡 田 直 澄
橋 木 俊 詔

I はじめに

所得分配の不平等度を計測することは、これまで数多く試みられている。代表的な研究としては、溝口〔1974〕、Kurabayashi・Ichikawa〔1975〕、所得分配に関する研究会報告〔1975〕、高山〔1980〕などがある。このような実態分析の蓄積に伴って、所得分配の研究では不平等の発生要因を探求することに近年関心が高まっている。

所得分配に不平等を発生させる要因を問う近年の要因分析は、研究方向として次の2つに大別することができる。1つは、全体の集団を年齢別あるいは性別のような個人の特性によってグループに分割し、全体の不平等に対する各グループの不平等の影響力を調べようとする分析である。すなわち、個人ないし家計の諸特性と不平等の関係に注目する分析である。この分析では用いられる不平等尺度に加法分離可能性 (additive decomposability) が要求されるので、Shorrocks〔1980〕、Toyoda〔1980〕、Cowell-Kuga〔1981〕等により新たな不平等尺度が考案されている。

他の1つは、総所得をいくつかの所得源泉（給与所得、利子所得、など）に分解し、個別所得の不平等が総所得の不平等に寄与する貢献度を計測しようとする分析である。この分析では、総所得の不平等を各種源泉別の所得の不平等に分解しなければならない。Rao〔1969〕、Fei-Ranis-Kuo〔1978〕はジニー係数がそのように分解できることを示した。この分解法を用いて Fields〔1979〕や Pyatt-Chen-Fei〔1980〕は実証研究を試みている。

わが国の研究に目を転ずると、前者の分析による実証研究は高山〔1976〕、豊田・和合〔1977〕により行われているが、後者の分析による実証研究はおそらくデータの制約のためであろうが、これまで試みられていない。

そこで本稿では、後者の枠組によりわが国の所得分布の不平等の原因を検討してみたい。分析手法の詳細はII節で説明するが、不平等尺度としては、変動係数を二乗した相対分散、ジニー係数とタイル尺度を用いて分析する。計測に用いるデータは厚生省の「所得再分配調査」であり、その具体的内容はIII節で説明される。家計の総所得の不平等に対する所得源泉別の貢献度を全世帯について計算した結果はIV節で、勤労者世帯・自営業世帯・農耕世帯という3つの職業別に計算した結果はV節で考察する。そこではいくつかの興味ある事実が明らかにされている。VI節では、いくつかの観測結果についてその政策的意味を検討してみたい。

II 分析手法

個人あるいは家計の総所得は給与所得、事業所得、利子所得等のいくつかの所得を合計したものである。総所得の不平等度は、当然これらの個別所得の不平等度を反映していると考えられる。本稿の主要な目的は、各所得の不平等度が総所得の不平等度にどのような影響を与えているかを問うことにある。この目的を達成するために、本稿では不平等尺度を各所得源泉に分解し、それに基づいて総所得の不平等に対する各源泉別の貢献度を

評価する。

不平等尺度の分解という手法を用いて分析を進めていく際には、常に次のような2つの問題に直面することになる。1つは、どのような不平等尺度を用いるかという問題である。また他の1つは、選択された不平等尺度に対してどのような分解法を適用するかという問題である。

これらの問題を解決する方法は、不平等尺度の選択とは独立な唯一の要因分解を導出することであろう。近年、Shorrocks [1982] は次の2つの条件が満たされるならば、唯一の分解法が得られることを明らかにした。第1の条件は、ある特定の個別所得が完全に平等に分布しているならば、その所得は総所得の不平等度に影響しないということである。また第2の条件は、家計の総所得が2種類の個別所得で構成されているとき、各個別所得における家計の所得順位は異なっているとしても、それぞれの所得分布の形状が同じであれば、総所得の不平等に対する各個別所得の貢献度は等しいということである。両条件を満足する唯一の要因分解の方法を、第 k 所得源泉の貢献度 s_k で示すならば、

$$(1) \quad s_k = \text{cov}(Y_k, Y) / \sigma^2(Y)$$

となる。ただし、 Y は総所得の所得分布ベクトル $Y = (y_1, y_2, \dots, y_n)$, Y_k は第 k 所得源泉の所得分布ベクトル $Y_k = (y_1^k, y_2^k, \dots, y_n^k)$, $\text{cov}(Y_k, Y)$ は Y_k と Y の共分散、 $\sigma^2(Y)$ は Y の分散である。

唯一の分解法として導出された(1)式は、後に示すように、変動係数を2乗した相対分散を分解したものと同一である。この点でも、Shorrocks [1982] の研究は非常に興味深いものであるといえる。しかし、(1)式が唯一の分解法となるために必要な2つの前提条件のうち、後者のそれはかなり強い条件である。たとえば、第3の所得源泉があるならば、(1)式は唯一の分解法とはいえないのである。つまり、総所得が多数の所得源泉の和であるような一般的状況を想定するならば、前述の2つの問題を再び考慮しなければならないのである。

そこで本稿では、不平等尺度の選択に関する第1の問題には、よく知られている3つの不平等尺

度——相対分散、ジニー係数、タイル尺度——をとりあげ、各尺度による計測結果のちがいを注意深く検討することにより対処することにした。また、分解法に関する第2の問題には、上記の3つの不平等尺度を以下のような所得源泉別の不平等度に分解することにより対処することにした。どの不平等尺度についても、その分解法は Shorrocks [1982] が自然な分解法 (natural decomposition rule) と呼んだものと同一である。

相対分散

相対分散は変動係数を2乗したものであるから、

$$(2) \quad V(Y) = \sigma^2(Y) / \mu^2$$

と定義される。ただし、 μ は総所得の平均である。いま K 個の所得源泉があるとする、第 i 家計の総所得 y_i は

$$(3) \quad y_i = \sum_{k=1}^K y_i^k$$

となる。当然、第 k 所得源泉の平均を μ_k とすると、

$$(4) \quad \mu = \sum_{k=1}^K \mu_k$$

である。(3)と(4)式を(2)式の $\sigma^2(Y)$ に代入し整理すれば、

$$(5) \quad V(Y) = \frac{\sum_{k=1}^K \sum_{i=1}^n (y_i^k - \mu_k)(y_i - \mu) / n}{\mu^2} = \frac{\sum_{k=1}^K \text{cov}(Y_k, Y)}{\mu^2}$$

となる。この両辺を(2)式で割れば明らかにように、第 k 所得源泉の貢献度は

$$(6) \quad R_V : s_k = \frac{\text{cov}(Y_k, Y)}{\sigma^2(Y)}$$

である。これは Shorrocks [1982] が提示した分解法(1)式と同一であが、このままでは以下の各不平等尺度の分解法と直感的な比較をすることがむずかしい。そこで、新たに準相対分散 (Pseudo Relative Variance)

$$V(Y_k) = r^2(y_i^k, y_i) \cdot V(Y_k)$$

を定義ことにしよう。ただし、 $r(y_i^k, y_i)$ は第 k 所得源泉の所得と総所得との相関係数である。これを用いれば、(6)式は直感的比較も可能な

$$(6') \quad R_V: s_k = \frac{\mu_k}{\mu} \cdot \sqrt{\frac{V(Y_k)}{V(Y)}}$$

となる。

ジニー係数

各家計の総所得が $y_1 \leq y_2 \leq \dots \leq y_n$ と順に並んでいるならば、ジニー係数は、

$$(7) \quad G(Y) = \frac{2}{n^2 \mu} \sum_{i=1}^n \left(i - \frac{n+1}{2} \right) y_i$$

と定義される。(7)式の y_i に(3)式を代入し、やや繁雑であるが展開し整理すれば、

$$(8) \quad G(Y) = \sum_{k=1}^K \frac{\mu_k}{\mu} \cdot \frac{r(y_i^k, i)}{r(y_i^k, k)} G(Y_k)$$

が得られる。ただし、 $G(Y_k)$ は第 k 所得源泉に対するジニー係数、 $r(y_i^k, i)$ は第 k 所得源泉と総所得での順位との相関係数、 $r(y_i^k, k)$ は第 k 所得源泉とその順位との相関係数である。いま、準ジニー (Pseudo Gini) $\bar{G}(Y_k)$ を

$$\bar{G}(Y_k) = \frac{r(y_i^k, i)}{r(y_i^k, k)} \cdot G(Y_k)$$

と定義すれば、(8)式は

$$(8') \quad G(Y) = \sum_{k=1}^K \frac{\mu_k}{\mu} \cdot \bar{G}(Y_k)$$

となる。この両辺を $G(Y)$ で割れば明らかなように、ジニー係数による第 k 所得源泉の貢献度は、

$$(9) \quad R_G: s_k = \frac{\mu_k}{\mu} \cdot \frac{\bar{G}(Y_k)}{G(Y)}$$

となる。(9)式は、Fei-Ranis-Kuo [1978], Fields [1979], Pyatt-Chen-Fei [1980] で使われている分解法と同一のものである。

タイル尺度

Theil [1967] が提案した不平等尺度は、

$$(10) \quad T(Y) = \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n \frac{y_i}{\mu} \log \left(\frac{y_i}{\mu} \right)$$

と定義される。(3)と(4)式を(10)式に代入すると

$$(11) \quad T(Y) = \sum_{k=1}^K \frac{\mu_k}{\mu} \left\{ \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n \frac{y_i^k}{\mu_k} \log \left(\frac{y_i^k}{\mu_k} \right) \right\}$$

が得られる。いま、準タイル (Pseudo Theil) $\bar{T}(Y_k)$ を

$$\bar{T}(Y_k) = \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n \frac{y_i^k}{\mu_k} \log \left(\frac{y_i^k}{\mu_k} \right)$$

と定義すれば、(11)式は

$$(11') \quad T(Y) = \sum_{k=1}^K \frac{\mu_k}{\mu} \cdot \bar{T}(Y_k)$$

となる。この両辺を $T(Y)$ で割れば明らかなように、タイル尺度による第 k 所得源泉の貢献度は、

$$(12) \quad R_T: s_k = \frac{\mu_k}{\mu} \cdot \frac{\bar{T}(Y_k)}{T(Y)}$$

となる。

3つの不平等尺度に対するそれぞれの分解法(6')・(9)・(12)式は各不平等尺度の定義式から直接導出されたものであるが、どの分解法を用いた貢献度の評価においても、それが所得シェア μ_k/μ の影響を受けていることは明らかである。そこで、本稿では(6')・(9)・(12)式を用いて各所得源泉の貢献度を評価することに加えて、さらに所得シェアの影響を取り除いた貢献度の評価も試みることにした。そのための新たな指標としては、Shorrocks [1983] が提案した(6')・(9)・(12)式で示される貢献度を所得シェアで割ったものを用いることにする。この指標は、相対分散、ジニー係数とタイル尺度ではそれぞれ準相対分散 $\sqrt{V(Y_k)/V(Y)}$ 、準ジニー $\bar{G}(Y_k)/G(Y)$ と準タイル $\bar{T}(Y_k)/T(Y)$ の概念に対応している。また、分解法(6')・(9)・(12)式で示される貢献度に基づいて解釈するならば、この指標は所得シェア1%当りの不平等度に対する貢献度を意味するともいえる。各所得源泉の不平等が総所得の不平等にどの程度貢献しているかという本稿の目的を達成するためには、直感的には、所得シェアの影響を取り除いた新たな指標の方が適しているように思われる。しかし、新たな指標により計測される各所得源泉の貢献度を合計しても、それは明らかに1に等しくはならない。したがって、以上の2種類の指標を比較して、一方が他方より優れているというような評価を下すことはできない。そこで、本稿では両指標により貢献度の計測を行い、その結果にどのようなちがいがあるかということに注目することにした。

III データについて

本稿で用いるデータは、昭和53年度と昭和56年

度の厚生省の「所得再分配調査」である。この調査では、家計の所得が当初所得と再分配後所得として集計されている。当初所得は、給与所得、事業所得、農業所得、家内労働所得、財産所得、雑収入という6つの所得源泉に区別することができる。再分配所得については、私的再分配に関するデータも利用可能であるが、本稿では公的再分配政策の機能を評価してみたいので、分析は公的再分配に限定することにした。公的再分配後の所得は、当初所得から租税負担と社会保険料負担を差し引き、それに医療給付を除く社会保障給付を加えたものとするので、全部で9つの所得源泉に区別することができる。ここで、医療給付を除外したのは、不確実性を無視してそれを分析することは、あまりにも危険と考えられるからである。

このデータを用いた以下の分析では、社会保障の拠出と給付を集計して社会保障制度としてとらえ、基本的には再分配後所得の不平等に対する8つの所得源泉の貢献度を昭和53年度と昭和56年度について計測する。なお、付随的な計測として、社会保障を拠出と給付に分けた計測も行っている。これらの計測結果によって、家計所得の不平等の要因を検討するとともに、租税制度と社会保障制度の再分配機能の評価を試みたい。

基本的分析は以上のように行うのであるが、このデータはさらに職業別にも分類されている。そこで本稿では、(1)全世帯、(2)勤労者世帯、(3)自営業世帯、(4)農耕世帯という4つのサン

プルを分析対象としてとりあげ、職業別にみた場合に各所得源泉の貢献度に相違があるか否かも検討することにした。

最後に、家計所得の不平等を考えると、常に問題となる家族数と世帯所得との関係について言及しておこう。不平等度を世帯所得で計測すべきか、それとも世帯員1人当りの所得で計測すべきか、そのどちらを用いるかを一概に決定することは、非常にむずかしい問題である。本分析では、すべてのケースについて両方の所得概念を用いて計測している。しかし、すべての結果を報告し検討することはあまりにも繁雑であろう。この問題については次節の昭和56年度の全世帯に関する計測結果において考察することにした。

IV 全世帯でみた貢献度

本節では、分析対象を全世帯として計測し、家計の総所得の不平等に対する所得源泉別の貢献度を考察することにした。

まず、前節の最後に述べた家族数と世帯所得との問題を検討することから始めよう。表1には、家計の個別所得を世帯員1人当りにした場合の計算結果がまとめられている。また表2には、家族数を考慮せず世帯所得をそのまま用いた場合の計算結果がまとめられている。表1と表2を詳細に比較すると、どの不平等尺度においても各所得源泉の貢献度は、厳密にみるならば、わずかではあ

表1 所得源泉別の貢献度：全世帯——1人当り所得——

(%)

所得源泉	昭和53年度				昭和56年度			
	所得 シェア	R_v	R_G	R_T	所得 シェア	R_v	R_G	R_T
給与所得	89.7	68.6	98.3	90.7	90.0	91.2	102.8	107.3
事業所得	10.3	24.2	10.0	18.0	12.0	23.8	10.5	16.7
農業所得	3.3	-0.9	-1.4	-5.2	2.6	-1.0	-1.6	-4.9
家内労働所得	0.7	-0.0	0.1	-0.6	0.5	-0.0	-0.2	-0.7
財産所得	4.6	12.7	7.9	14.3	3.9	15.0	7.5	15.0
雑収入	1.2	11.4	1.9	6.0	0.7	0.4	0.3	-0.2
租税制度	-8.6	-14.6	-13.5	-19.2	-10.7	-28.5	-17.9	-30.1
社会保障制度	-1.2	-1.4	-3.1	-3.9	1.0	-0.8	-1.5	-3.2
拠出	-6.4	-2.5	-4.4	-1.8	-6.8	-4.5	-5.2	-3.3
給付	5.1	1.0	1.3	-2.1	7.8	3.8	3.8	0.1

表 2 所得源泉別の貢献度：全世帯——世帯所得——

(%)

所得源泉	昭和 53 年度				昭和 56 年度			
	所得 シェア	R_v	R_G	R_T	所得 シェア	R_v	R_G	R_T
給与所得	88.6	64.4	93.4	85.0	89.8	86.1	100.4	103.1
事業所得	10.5	22.7	10.7	17.8	12.4	20.3	11.5	17.0
農業所得	4.2	0.3	1.2	-2.1	3.3	0.7	0.5	-1.7
家内労働所得	0.6	0.1	0.0	-0.5	0.5	-0.0	0.0	-0.5
財産所得	4.4	12.3	7.7	13.8	3.8	20.7	7.5	16.1
雑収入	1.2	15.7	2.1	7.2	0.6	0.4	0.3	-0.2
租税制度	-8.4	-14.2	-13.0	-18.4	-10.5	-26.6	-17.6	-28.3
社会保障制度	-1.1	-1.3	-2.1	-2.9	0.2	-1.6	-2.6	-5.5
拠出	-6.2	-2.7	-4.4	-2.0	-7.0	-4.4	-5.4	-3.6
給付	5.1	1.4	2.3	-0.9	7.2	2.7	2.8	-1.9

るが異なっている。とくに、農業所得と家内労働所得の貢献度では、相対分散とジニー係数においてその符号が逆転している。しかし、この2つの所得源泉の貢献度は他と比べると非常に小さいものである。したがって、全般的には両表の結果にそれほど差はないといえよう。そこで同様な議論をくり返す繁雑さを避けるために、以下では（次節も含め）家計所得を世帯員1人当りにした計算結果だけを考察することにした。

次に、表1にもどり、昭和53年度と昭和56年度との年度間のちがいを比較検討しておこう。全般的にみるならば、各所得源泉の貢献度の相対的關係すなわち、その順位はほぼ同じといえる。また、すべての不平等尺度に共通して両年度間の貢献度が大きく変化しているのは、給与所得と租税制度の貢献度だけである。給与所得の所得シェアは両年度間でほとんど変化していないが、給与所得の不平等度は、昭和53年度から昭和56年度に変動係数では.956から.971に、ジニー係数では.454から.471に、タイル尺度では.389から.416に変化している。したがって、この不平等化が給与所得の貢献度の増加を引き起こした原因といえよう。また、租税制度の絶対値でみた貢献度の増加は、昭和55年における所得税および住民税の改定が累進税体系の強化となっていたことの傍証とも考えられよう。

さて、表1の詳細な考察に入る前に、ここで不平等尺度のちがいが結果に与える影響を吟味して

おこう。まず第1に、不平等尺度を変更したときに発生する各所得源泉の貢献度の順位変化を調べてみよう。相対分散(R_v)での順位と異なるのは、昭和53年度のタイル尺度(R_T)の社会保障制度と農業所得の順位だけであり、他の場合にはすべて一致している。したがって、所得源泉の貢献度の相対的評価は、一般的にはどの不平等尺度を用いても一定であるといえよう。

第2に、不平等尺度と各所得源泉の貢献度の符号との関係調べてみよう。昭和53年度では、ジニー係数(R_G)の家内労働所得と、タイル尺度(R_T)の社会保障給付のわずか2つだけが異なる符号をとっている。昭和56年度ではタイル尺度(R_T)の雑収入1つだけである。他のすべてはどの不平等尺度でも同符号である。したがって、所得源泉の貢献度の符号は一般的にはどの不平等尺度を用いても一定であるといえよう。この結果は、1969年から1976年のMichigan Panel Dataを用いたShorrocks〔1983〕の分析結果と一致している。

第3に、不平等尺度を変更したときに各貢献度の絶対値がどのように変化するかを調べてみよう。相対分散(R_v)からジニー係数(R_G)に変更したときに、貢献度の絶対値が小さくなるのは事業所得、財産所得、雑収入、租税制度の4つであり、他のものは大きくなる。相対分散(R_v)からタイル尺度(R_T)に変更したときに貢献度の絶対値が小さくなるのは、事業所得と雑収入の2つだけである。ジニー係数(R_G)からタイル尺度(R_T)

に変更したときに貢献度の絶対値が小さくなるのは、事業所得と雑収入の2つだけである。ジニー係数(R_G)からタイル尺度(R_T)に変更したときにそれが小さくなるのは、昭和53年度では給与所得だけであり、昭和56年度では雑収入だけである。これらの結果を総合すると、少なくともタイル尺度による各所得源泉の貢献度は、他の不平等尺度を用いた場合より若干大きく評価される傾向があることを指摘できるであろう。

ここまでの結果をまとめてみると、不平等尺度としてどれを選択するかは、貢献度の相対的評価には何ら影響しないが、貢献度の絶対量ないしは絶対的評価には大きな影響を与えるということである。したがって、絶対量で議論するときには不平等尺度による差に十分注意する必要があるといえよう。

以上の全般的考察を踏まえながら、ここで表1の主要な結果をまとめておこう。当然のことながら、それは昭和53年度と昭和56年度とに共通なことであり、またどの不平等尺度を採用してもいえることである。第1に指摘すべきことは、総所得の不平等に対して給与所得が決定的な影響を与えていることである。昭和53年度の相対分散(R_V)のケースでは69%とやや低いが、他のケースでは90%を超えている。第2には、総所得の不平等に正の貢献をするもののうち、給与所得に次ぐ第2の所得源泉は事業所得であり、第3のそれは財産所得となっていることが指摘できる。この点は、逆に考えれば、農業所得、家内労働所得、雑収入は総所得の不平等にあまり強い影響を与えないということでもある。第3には、公的再分配に関する貢献度の符号、すなわち租税制度と社会保障制度の符号が負になっていることにも注目すべきである。これは、両制度に所得分配を平等化する機能があることを意味している。租税制度の符号が負であるのは、租税支払額が家計の総所得と正の相関関係にあることを反映しているからである。他方、社会保障制度の符号が全体として負となっているのは、その内訳をみれば、拠出面での影響が大きいからであることがわかる。給付面の符号は昭和53年度のタイル尺度以外すべて正となって

いる。これは公的年金受給者の多くが子供と同居しているために、家計所得と年金給付が弱いながらも正の相関関係をもつからであろう。第4には、租税制度の絶対値での貢献度は社会保障制度のそれよりもかなり大きいことが指摘できる。この結果は、社会保障制度が所得の不平等を改善する機能は、租税制度がもつそれよりもかなり弱いものであることを意味している。以上の4つのファクト・ファインディングをまとめるならば、わが国の所得分布の不平等は主に給与所得、事業所得と財産所得によって引き起こされているが、その不平等は租税制度によってかなり改善されているといえよう。

表1では上記の4点のほかに、重要なもう1つの事実注目したい。それは、分解法(6')・(9)・(12)式から予想されたことでもあるが、貢献度の高い所得源泉ほど所得シェアが大きくなっていることである。たとえば、昭和56年度では全所得のうち給与所得の占める割合は90%にも達しているし、事業所得は12%、財産所得は3.9%、租税制度はマイナスで10.7%である。したがって、何らかの意味で表1の貢献度を標準化する必要があるといえる。この点を考慮した要因分析をするために、Ⅱ節の最後で提示した、所得シェアの影響分を取り除いた新たな指標を用いることにしよう。

新たな指標は表1の貢献度を所得シェアで割ることにより求められる。その計算結果をまとめ

表3 所得源泉別貢献度の再評価：全世帯

—— 1人当り所得 —— (%)

所得源泉	昭和53年度			昭和56年度		
	R_V	R_G	R_T	R_V	R_G	R_T
給与所得	0.76	1.10	1.01	1.01	1.14	1.19
事業所得	2.35	0.97	1.75	1.98	0.88	1.39
農業所得	-0.27	-0.42	-1.58	-0.38	-0.62	-1.88
家内労働所得	-0.0	0.14	-0.86	-0.00	-0.40	-1.40
財産所得	2.76	1.72	3.11	3.85	1.92	3.85
雑収入	9.50	1.58	5.00	0.57	0.43	0.29
租税制度	1.70	1.57	2.23	2.66	1.67	2.81
社会保障制度	1.71	2.58	3.25	-0.80	-1.50	-3.20
拠出	0.39	0.69	0.28	0.66	0.76	0.49
給付	0.20	0.25	-0.41	0.49	0.49	0.01

た表3をみながら、各所得源泉の貢献度を再評価してみよう。まず第1に、表1では決定的影響力をもっていた給与所得が新たな指標では3～4位に転落し、その値は1.0前後となっていることが指摘できる。第2には、表1では2・3位であった事業所得と財産所得の貢献度が高まっていることが指摘できる。とくに、財産所得に対する新たな指標は、昭和53年度の雑収入を除外して考えれば、両年度ともに第1位となっている。第3には、租税制度と社会保障制度との新たな指標(絶対値)は、昭和56年度の相対分散(R_v)のケース以外ではほぼ同じ大きさであることがわかる。表1では両者にかかなりの差があったけれども、規模のちがいを取り除いた所得シェア1%当りの所得再分配効果で比較するならば、2つの再分配制度の効果にそれほどちがいはないといえよう。新たな指標による以上の分析結果をまとめるならば、わが国の所得分布の不平等に所得シェア1%当りで最も強く貢献しているのは財産所得であるが、その不平等の改善に対して所得シェア1%当りでは租税制度も社会保障制度もほぼ同じ程度貢献をしているといえよう。

不平等尺度の分解法(6')・(9)・(12)式に従った、第1の方法による各所得源泉の貢献度の計測結果と、新たな第2の指標による所得シェア1%当りの貢献度の計測結果とを比較検討するな

らば、次のようなことがいえよう。すなわち、第1の方法で評価した場合に、給与所得と租税制度が総所得の不平等あるいは平等化に大きく貢献していたのは、両者の所得シェアが大きいからである。他方、財産所得と社会保障制度の貢献度が低かったのは、両者のシェアが小さいからである。したがって、総所得の分布をより平等化するためには、前者の結果からは、給与所得の分布をより平等化させること、あるいは租税制度をさらに累進的にすることが効果的であるといえよう。また、後者の結果からは、財産所得の所得シェアを減少させること、あるいは社会保障制度の規模を拡大させることが、最も効果的に総所得の分布を平等化させることになるといえよう。

V 職業別にみた貢献度

本節では、所得源泉の貢献度が職業間でどのように異なるのかを検討してみよう。サンプルを勤労者世帯、自営業世帯、農耕世帯の3つに分類し、それぞれについて所得源泉別の貢献度を計測してみた。表4には勤労者世帯の、表5には自営業世帯の、表6には農耕世帯の計測結果がまとめてある。ただし、各表の()内の値は前節の最後に述べたように、貢献度を標準化して再評価するための新たな指標の値である。

表4 所得源泉別の貢献度：勤労者世帯——1人当り所得——

(%)

所得源泉	昭和53年度				昭和56年度			
	所得 シェア	R_v	R_c	R_r	所得 シェア	R_v	R_c	R_r
給与所得	105.3	103.7 (0.98)	109.1 (1.04)	109.3 (1.04)	107.8	112.6 (1.04)	113.8 (1.06)	119.3 (1.11)
事業所得	2.2	3.7 (1.68)	2.2 (1.00)	3.4 (1.55)	2.2	2.2 (1.00)	1.5 (0.68)	1.2 (0.55)
農業所得	0.3	-0.0 (0.00)	0.0 (0.00)	-0.2 (-0.67)	0.2	-0.1 (-0.50)	-0.2 (1.00)	-0.5 (-2.50)
家内労働所得	0.4	-0.1 (-0.25)	-0.0 (-0.00)	-0.6 (-1.50)	0.3	-0.2 (-0.67)	-0.3 (-1.00)	-0.7 (-2.33)
財産所得	2.7	9.3 (3.44)	6.0 (2.22)	11.7 (4.33)	2.2	11.7 (5.32)	4.9 (2.23)	11.2 (5.09)
雑収入	0.4	0.2 (0.50)	0.3 (0.75)	0.1 (0.25)	0.4	0.5 (1.25)	0.3 (0.75)	0.3 (0.75)
租税制度	-8.4	-14.3 (1.70)	-13.9 (1.65)	-20.0 (2.38)	-10.7	-24.9 (2.33)	-17.5 (1.64)	-28.3 (2.64)
社会保障制度	-3.0	-2.5 (0.83)	-3.6 (1.20)	-3.7 (1.23)	-2.3	-1.7 (0.74)	-2.6 (1.13)	-2.4 (1.04)

(注) () 内の数字は所得シェアで標準化した値である。

表 5 所得源泉別の貢献度：自営業世帯——1人当り所得—— (%)

所得源泉	昭和 53 年度				昭和 56 年度			
	所得 シェア	R_v	R_G	R_T	所得 シェア	R_v	R_G	R_T
給与所得	52.1	21.4 (0.41)	53.2 (1.02)	33.8 (0.65)	46.4	36.9 (0.80)	52.8 (1.14)	46.7 (1.01)
事業所得	45.8	53.4 (1.17)	45.0 (0.98)	53.7 (1.17)	56.5	84.1 (1.49)	56.8 (1.01)	74.9 (1.32)
農業所得	0.9	-0.1 (-0.11)	-0.1 (-0.11)	-0.9 (-1.00)	1.0	-0.1 (-0.10)	0.1 (0.10)	-0.7 (-0.70)
家内労働所得	1.5	0.2 (0.13)	0.8 (0.53)	-0.1 (-0.07)	1.1	0.4 (0.36)	0.2 (1.97)	26.1 (3.84)
財産所得	8.5	16.5 (1.94)	13.7 (1.61)	21.0 (2.47)	6.8	22.9 (3.37)	13.4 (1.97)	26.1 (3.84)
雑収入	2.4	24.1 (10.04)	4.7 (1.96)	14.9 (6.21)	0.7	0.1 (0.14)	0.3 (0.42)	-0.1 (-0.14)
租税制度	-10.7	-15.2 (1.42)	-15.6 (1.46)	-20.6 (1.92)	-14.0	-44.5 (3.18)	-25.2 (1.80)	-47.4 (3.39)
社会保障制度	-0.5	-0.3 (0.60)	-1.7 (3.40)	-1.8 (3.60)	1.4	0.3 (0.21)	1.5 (1.07)	0.9 (0.64)

(注) () 内の数字は所得シェアで標準化した値である。

表 6 所得源泉別の貢献度：農耕世帯——1人当り所得—— (%)

所得源泉	昭和 53 年度				昭和 56 年度			
	所得 シェア	R_v	R_G	R_T	所得 シェア	R_v	R_G	R_T
給与所得	66.0	83.2 (1.26)	86.7 (1.31)	103.8 (1.57)	65.9	71.7 (1.09)	83.3 (1.26)	92.1 (1.40)
事業所得	4.7	10.6 (2.26)	5.6 (1.19)	9.6 (2.04)	6.5	25.5 (3.92)	11.5 (1.77)	24.5 (3.77)
農業所得	28.2	1.2 (0.04)	5.7 (0.20)	-18.8 (-0.67)	25.9	9.1 (0.35)	7.6 (0.29)	-8.2 (-0.32)
家内労働所得	0.2	0.0 (0.00)	0.0 (0.00)	-0.2 (-1.00)	0.5	0.0 (0.00)	0.2 (0.40)	-0.1 (0.20)
財産所得	4.8	10.7 (2.23)	9.3 (1.94)	14.3 (2.98)	2.8	4.1 (1.46)	4.0 (1.43)	5.3 (1.89)
雑収入	1.7	11.3 (6.65)	3.6 (2.12)	9.9 (5.82)	1.7	1.6 (0.94)	1.9 (1.12)	1.8 (1.06)
租税制度	-7.0	-14.8 (2.11)	-10.0 (1.43)	-15.2 (2.17)	-7.2	-12.6 (1.75)	-10.3 (1.43)	-14.5 (2.01)
社会保障制度	1.4	-2.2 (-1.57)	-0.8 (-0.57)	-3.3 (-2.36)	3.1	0.6 (0.19)	1.8 (0.58)	-0.9 (-0.29)

(注) () 内の数字は所得シェアで標準化した値である。

3つの表には、相対分散 (R_v)、ジニー係数 (R_G)、タイル尺度 (R_T)、それぞれによる貢献度が提示されている。しかし、不平等尺度間の結果のちがいはすでに前節で詳細に検討してきた。そこで、本節ではその点には立ち回らないことにする。したがって、職業間のちがいとして本節で指摘することは、基本的には、すべての不平等尺度において成り立っていることである。以下の議論ではこの点に触れないので、あらかじめことわっておく。

3つの表を比較しながら、職業間のちがいを順次指摘していこう。まず、再評価に用いる ()

の値ではなく、II節で提示した分解公式(6')・(9)・(12)式による貢献度の計算結果からみていこう。

第1は、貢献度が最も大きい所得源泉が職業間で異なっていることである。勤労者世帯と自営業世帯については、予想されるように、それぞれ給与所得と事業所得である。ただし、勤労者世帯では給与所得が総所得の不平等に対して決定的影響を与えているのに比べて、自営業世帯の事業所得の貢献度はやや弱くなっている。これに対して農耕世帯では、最も貢献度の高い所得源泉は給与所

得となっている。農耕世帯における農業所得の貢献度は他の職業よりは大きいけれども、それは事業所得の貢献度よりも低い。この結果は、農耕世帯の多くが兼業農家になっているためであり、それほど奇異な結果ではない。むしろこれは、わが国における農耕世帯の現実を反映した興味深い結果といえるのではないだろうか。

第2には、財産所得の貢献度の職業間のちがいを指摘しておこう。勤労者世帯ではそれは第2位であるが、第1位の給与所得と比べるとその大きさは約1/10にすぎない。自営業世帯のそれは、昭和53年度の相対分散(R_v)以外では第3位であるが、その大きさは比較的大きく、第1位の事業所得の貢献度と比べると約1/4である。農耕世帯における財産所得の貢献度は、昭和53年度では勤労者世帯のそれとほぼ同じ大きさであったが、昭和56年度には低下して約4~5%となっている。すなわち、財産所得の貢献度は自営業世帯では比較的大きいけれども、他の職業ではそれほど大きくはないといえよう。

第3には、租税制度の貢献度に関する職業間のちがいに注目したい。租税制度の貢献度の符号が負であるのは、前節でも述べたように、租税支払額が家計の総所得と正の相関関係をもつからである。興味深いのは、昭和53年度では貢献度の大きさは職業間でほとんどちがいがなく約15%であるのに対して、昭和56年度では職業間でその大きさにかなりばらつきが生じていることである。農耕世帯の租税制度の貢献度は昭和53年度と昭和56年度でほとんどちがいはないが、勤労者世帯と自営業世帯のそれは昭和56年度に上昇しており、とくに自営業世帯の上昇率は大きい。両年度間のちがいは前節でも述べたように税制の改正によるものと考えられよう。また、職業間のちがいは、当初所得のレベルのちがひ、あるいはその不平等度のちがひによるものといえよう。

第4に、社会保障制度の貢献度について指摘しておこう。どの職業においても、社会保障制度の貢献度の大きさは租税制度に比べてかなり小さい。勤労者世帯では、昭和53年度も昭和56年度もともにその符号が負となっており、租税制度と比べると

と弱いながらも社会保障制度が所得再分配機能を果たしていることがわかる。これに対して、自営業世帯と農耕世帯では、昭和53年度の符号はともに負であるが、昭和56年度になると農耕世帯のタイル尺度以外すべて正となっている。これは、公的年金の給付が家計所得と負の相関をもっていないことを示す結果である。しかし、その原因はやはり前節でも述べたように、年金受給者の多くが子供と同居しているためと考えられるので、社会保障制度の問題点としてではなく、わが国の1つの特色として理解すべきであろう。

では最後に、所得シェアーの影響を取り除いた所得源泉別の貢献度に目を転じて、再度職業間のちがいを検討してみよう。そのための指標は表4・5・6の()内に提示されている。上記の4点と対応させながら、この新たな指標での特徴をまとめておこう。

新たな指標をみて第1に指摘すべきことは、財産所得の貢献度がどの職業においてもかなり小さくなっていることである。勤労者世帯ではそれが第1位になっている。自営業世帯では、昭和53年度の雑収入を除外して考えれば、やはり財産所得の貢献度が一番大きくなっている。農耕世帯では事業所得の貢献度の方がやや大きい、それに次ぐ大きさになっている。

次に、財産所得の貢献度が昭和53年度と昭和56年度との間でどのように変化したかを、新たな指標で観察してみよう。勤労者世帯と自営業世帯では減少している。この傾向は、上記の第2の指摘と同一である。

最後に、公的再分配制度としての租税制度と社会保障制度との貢献度を新たな指標で比較し、職業間および年度間のちがいを指摘しておこう。昭和53年度では、どの職業をとっても租税制度と社会保障制度との貢献度にほとんど差がない。しかし、昭和56年度になると、自営業世帯と農耕世帯では社会保障制度の貢献度が若干弱くなり、租税制度のそれより小さくなっている。所得シェアーを修正せずに、両制度の所得分配の平等化に対する貢献度を比較したときには、社会保障制度の貢献度はかなり弱いものと評価されたが、標準化を

試みた新たな指標でみるならば、少なくとも勤労者世帯については、社会保障制度がもつ再分配機能が租税制度のそれに比べてあまり劣っているとはいえないであろう。

VI む す び

本稿では、不平等尺度を所得源泉別に分解する手法を用いて、所得分配の不平等の要因分析を試みた。具体的には、再分配後の家計所得の不平等に対して、給与所得、事業所得、農業所得、家内労働所得、財産所得、雑収入、租税支払、社会保障（拠出と給付）の8つの要因を想定し、その貢献度の評価をとおして不平等を引き起こす原因を検討した。

不平等尺度の分解公式に従って各所得源泉の貢献度を計測した結果、わが国の所得分配の不平等を発生させている主要な原因は、全世帯でみてもまた職業別にみても、給与所得、事業所得と財産所得にあるということが判明した。他方、租税制度がかなりの所得再分配効果をもつこともわかった。これらの結果から所得分配を平等化するための政策を考えるならば、1つには給与所得、事業所得と財産所得の分布を平等化させることが考えられる。しかし、財産所得を除いて、給与所得と事業所得の当初所得分布を平等化させることにまで政府が積極的に介入することは危険であり、現実には不可能であろう。したがって、この面では給与所得などの分布を現在より不平等化しないようにすることが実現可能な政策であろう。上記の結果から考えられるもう1つの政策は、現行の再分配政策の1つである租税制度をより累進的なものにするということである。所得分配の平等化という側面だけで考えるならば、この政策は積極的に受け入れられる。しかし、累進度の強化は個人あるいは家計の労働供給や貯蓄行動を通じて経済活動全般に影響を与えと考えられるので、そのような側面を考慮していない本稿の分析だけに基づいて、より累進的租税制度の必要性を主張することはやはり危険であろう。この点に関して、Atoda and Tachibanaki (1984) では日本経済に即

して、最適な累進制度を検討している。

分解公式に従った計測結果を所得シェアで標準化することにより、各所得源泉の貢献度を再評価した結果では、全世帯と職業別のどちらでみても、財産所得と社会保障制度の貢献度が比較的大きいことがわかった。そこで最後に、この2点についてその政策的意味を検討し、むすびに代えることにしたい。

第1に財産所得における貢献度についての実証結果をとりあげよう。不平等尺度の分解公式をそのまま用いた貢献度の評価では、全世帯でも職業別にみた場合でも財産所得の貢献度はそれほど大きなものではなかった。しかし、所得シェアによる修正を施した新たな指標では、財産所得の貢献度はほとんどのケースで大きなものとなった。この指標は総所得の不平等に対する所得シェア1%当りの所得源泉の貢献度を示すものであった。この点を考慮して、その実証結果の意味を要約すると、財産所得の所得シェアの増加は、総所得の分布を他の所得のシェア増加よりも、大幅に不平等化させるということである。したがって、所得分布を現在よりも悪化させないためには、その悪化に最も大きく影響する財産所得の所得シェアが増加することを阻止する必要があると考えられる。この意味では、現行の利子・配当所得に対する源泉分離課税の税率を引き上げることも1つの政策として考えられよう。さらに、遺産、相続、贈与に対する課税強化、固定資産税や譲渡所得税の見直し、富裕税の新設等も政策課題として検討されよう。

第2に社会保障制度に対する貢献度についてのファクト・ファインディングをとりあげよう。不平等尺度の分解公式で評価した社会保障制度の再分配効果は、租税制度のそれより現行ではかなり低いものであった。しかし、所得シェア1%当りのその効果で再評価したところ、職業別には若干ちがいはあったが、全世帯でみたならば両制度の所得再分配機能にはそれほど差はないという結果が得られた。人口の急激な高齢化が進むわが国では、今後公的年金の規模がかなり増大すると予想できる。これによるシェアの増加は、全世帯

における現行の結果で考えるならば、社会保障制度の再分配効果をかなり強めることになるであろう。そして租税制度と合わせた再分配効果は現行とは比べものにならないほど大きくなると考えられる。橘木・跡田〔1984〕は、租税制度と社会保障制度の再分配効果の研究をとおして、人々が希望し、かつ選好している相対的役割分担は、租税制度に垂直的公平の達成を、社会保障制度に水平的公平の達成をということであると指摘している。つまり、現行では人々は社会保障制度にそれほど強く垂直的再分配効果を期待していないのである。にもかかわらずこのままゆけば、人々が好むと好まざるとに関係なく、社会保障制度の再分配効果（とくに垂直的不公平の改善）は人口の高齢化に伴い急激に増大すると予想される。したがって、このままにしておいてよいのか、という問題が残っているといえる。

参考文献

- 〔1〕 Atoda, N. and T. Tachibanaki (1984), "Optimum Non-linear Income Tax and Heterogeneous Preferences," mimeographed paper.
- 〔2〕 Cowell, F.A. and K. Kuga (1981): "Additivity and the Entropy Concept: An Axiomatic Approach to Inequality Measurement," *Journal of Economic Theory*, vol. 25, pp. 131-143.
- 〔3〕 Fei, J.C.H., G. Ranis, and S.W.Y. Kuo (1978): "Growth and the Family Distribution of Income by Factor Components," *Quarterly Journal of Economics*, vol. 92, pp. 17-53.
- 〔4〕 Fields, G.S. (1979): "Income Inequality in Urban Colombia: A Decomposition Analysis," *Review of Income and Wealth*, vol. 25, pp. 327-341.
- 〔5〕 Kurabayashi, Y. and H. Ichikawa (1975): "Distribution of Incomes and Costs of Medical Care in Lower Income Classes—An Aspect of Measurement of Poverty," paper presented to 14th General Conference of International Association for Research in Income and Wealth.
- 〔6〕 溝口敏行 (1974): 「戦後日本の所得分布と資産分布」『経済研究』, vol. 25.
- 〔7〕 Pyatt, G., C. Chen, and J. Fei (1980): "The Distribution of Income by Factor Components," *Quarterly Journal of Economics*, vol. 95, pp. 451-473.
- 〔8〕 Rao, V.M. (1969): "Two Decompositions of Concentration Ratio," *Journal of the Royal Statistical Society*, vol. 132, pp. 418-425.
- 〔9〕 Shorrocks, A.F. (1980): "The Class of Additively Decomposable Inequality Measures," *Econometrica*, vol. 48, pp. 613-625.
- 〔10〕 Shorrocks, A.F. (1982): "Inequality Decomposition by Factor Components," *Econometrica*, vol. 50, pp. 193-211.
- 〔11〕 Shorrocks, A.F. (1983): "The Impact of Income Components on the Distribution of Family Incomes," *Quarterly Journal of Economics*, vol. 97, pp. 311-326.
- 〔12〕 所得分配に関する研究会 (1975): 『所得・資産分配の実態と問題点』経済企画庁総合計画局編。
- 〔13〕 橘木俊詔・跡田直澄 (1984): 「租税・社会保障政策の再分配効果と水平的平等」『季刊現代経済』, pp. 41-54.
- 〔14〕 高山憲之 (1976): 「所得・金融資産分布の不平等とその要因」『経済研究』, vol. 27, pp. 134-142.
- 〔15〕 高山憲之 (1980): 『不平等の経済分析』東洋経済新報社。
- 〔16〕 Theil, H. (1967): *Economics and Information Theory*, (Amsterdam: North-Holland Pub. Co.).
- 〔17〕 豊田敬 (1975): 「所得分布の不平等度——不平等度の比較と尺度——」『国民経済』, No. 134, pp. 15-41.
- 〔18〕 豊田敬・和合肇 (1977): 「昭和40年代の職業別所得不平等度とその計測」『国民経済』, No. 137, pp. 41-60.

(あとだ・なおすみ 和歌山大学経済短期大学部
助教授)
(たちばなき・としあき 京都大学助教授)